

業態転換の取り組みに

以下の事業を新しく始めると…

最大

60

補助率
3/4

万円 補助します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の飲食店を営む事業者向けに、業態転換を行い新たな活路を見出す前向きな取り組みを応援するため、経費の一部を補助します。

【業態転換の例】

テイクアウト



デリバリー



キッチンカー
(移動販売)



そのほか、

●加工品の製造・販売 ●宅配代行サービスへの登録 など…

申請期間

令和3年 5月6日(木)～9月30日(木) ※予算がなくなり次第、終了



高知市 ☎ (088)-823-9375
商工振興課 kc-151700@city.kochi.lg.jp



詳しくは裏面へ



高知市飲食店打ち勝つ業態転換支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている市内で飲食店を営む事業者が、飲食店営業の経験を生かした新サービスの展開（業態転換）を行うことによって、自ら活路を見出すような前向きな取り組みに対して経費の一部を補助し、市内事業者の売り上げの確保を応援します。

■ 補助対象事業者

- ・飲食店を営む中小企業者のうち、高知市内に事務所（店舗）があり、かつ法人にあっては本社その他これに類するもの、個人にあっては住所を有すること
- ・令和2年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症を契機として新たに業態転換を行った事業者
（これから業態転換を行う方は、実績報告書の提出時までには新サービスを開始している必要があります）

【以下に該当する方は補助対象事業者に該当しません】

- ※高知市税を滞納しているとき（新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けられている方はご相談ください。）
- ※高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号いずれにも該当すると認められるとき
- ※性風俗関連特殊営業を行う事業者
- ※みなし大企業
- ※政治、宗教、経済、文化等の団体や組織

■ 業態転換の例

飲食店が
テイクアウト販売を始めた



飲食店が
デリバリー販売を始めた



飲食店がキッチンカー販売
（移動販売）を始めた



加工品のインターネット
通販を始めた



店舗内に、加工品の販売
コーナーを設けた



宅配代行サービスに
登録した



※上記は一例です。対象となるかは一度ご相談ください。

※令和2年度に、テイクアウト・デリバリー等業態変更支援事業費補助金を受けた事業者は、同じ事業（テイクアウト又はデリバリー）での申請はできません。

■申請期間

令和3年5月6日（木）～9月30日（木）
※予算がなくなり次第終了

■補助対象期間

令和3年4月1日（木）～9月30日（木）
※年間契約等で補助対象期間を超える場合は、按分で計算

■補助金額（補助率）

上限 60 万円（補助率 3 / 4）

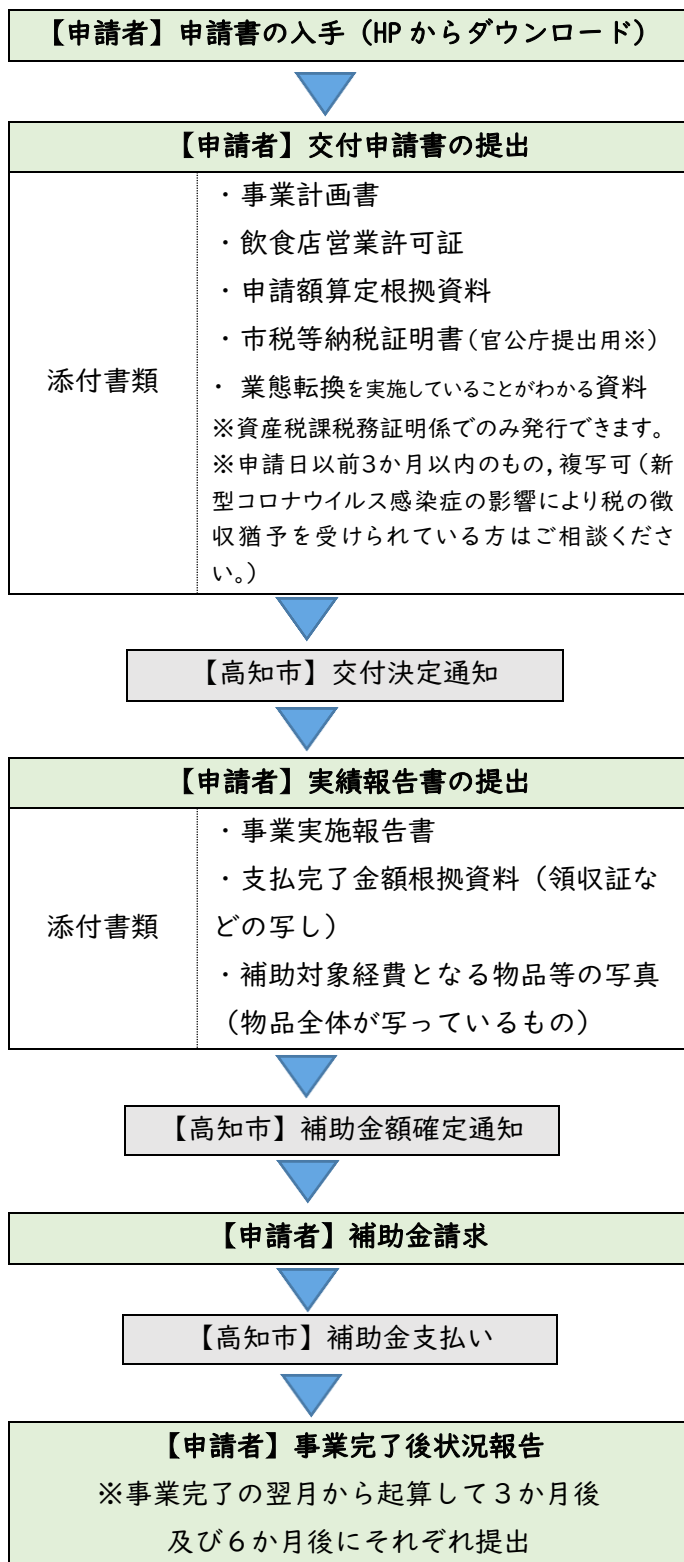
■補助対象経費

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費等
印刷費	メニュー表、チラシ、クーポン等の作成費用	(1) 人件費 (2) 食材の原材料費 (3) 一般車両、パソコン等汎用性が高く、業態転換事業以外への利用が認められるもの (4) 交際費・娯楽費等業態転換事業に直接の関係性が認められないもの (5) 業態転換事業に直接関連のない工事及び関連性を明確に証明できない工事（トイレのリフォーム工事、居住地、客席等と混同して行う工事等） (6) 消費税及び地方消費税等の各種の税金 (7) リース・レンタルに付随する保険料等。 (8) 車両の維持・管理・手数料（駐車料金、ガソリン代、車検費用等） (9) 不動産賃貸料及び敷金 (10) 補助対象期間内における経費であること及びその支払いを証明できないもの (11) 業態転換事業に使用した証明できない経費 (12) 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
広告費	ホームページ作成及び改修費 新聞、インターネット等への広告掲載費用 外部掲載サイトへの掲載料及び月額利用料 (売上高、販売数量等に応じて支払うものを除く。)	
器具費用	冷凍冷蔵設備、クーラーボックス、岡持ち、真空パック機等の購入費用 のぼり、看板の制作購入費用 宅配専用自転車・バイク等の購入等費用 既存バイクの宅配用への改造等の費用 受注、決済等のシステムに必要なタブレット等の購入費（受注、決済等システムに必要不可欠と認められるものに限る。） 食品表示用ラベルプリンター等の購入費用 その他、業態転換に必要と認められる備品の購入費用	
委託費	チラシ等のデザイン委託、写真撮影等	
店舗改修費	食品衛生管理に必要と認められる店舗等改修費 業態転換に必要な設備等設置費用	
賃貸料	店舗外で販売を行う場合の会場借上料（機材使用料及び装飾費を含む。） 業務転換に必要な備品のレンタル・リース費	
その他	宅配代行サービス利用に係る初期登録料 受注、決済等のシステム導入に要する費用 市長が特に必要と認める経費	

【注意事項】

- ①高知市の他の補助金や、他の公的な補助金の交付決定を受けた経費は、補助対象経費となりません。
- ②委託費とは、業務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費であり、自ら実行することが困難な業務に限ります。
- ③原則、10万円以上の経費については、「現金払い」は対象としません。
- ④販売金額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法（形式・時期を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの）は、当該補助金の取り消し事項にあたります。
(例：ポイント・クーポン等の発行、購入額の一部を払い戻す行為、見積書に記載がない別の物品やサービスとの相殺など)

■ 手続きの流れ



■ 補助金チェックリスト

	チェック項目	はい
補助対象事業者	現在、飲食店を営む中小企業者が個人である	
	高知市内に営業する店舗及び本社（個人の場合は住所がある）	
	高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号にあてはまらない。	
	性風俗関連特殊営業事業者でない	
	みなし大企業でない	
	全国チェーンの直営店舗でない	
	市税等の滞納がない	
補助対象事業	令和2年4月1日以降に事業継続のための業態変更を行った。（未実施の場合は、実績報告書の提出までに業態変更による新サービスがスタートできること）	
	実績報告の日まで引き続き新サービスを継続している（見込みである）こと	
	高知市テイクアウト・デリバリー等業態変更支援事業費補助金を受けた事業でない	
	業態転換に必要な食品衛生法上の許可等を受けている（受ける予定である）	
補助対象経費	補助金の受けたい費用は、新事業に必要な「印刷費」「広告費」「備品購入費」「委託費」「店舗改修費」「賃貸料」のうち、高知市が定めた補助対象経費に該当するものである	
	補助金を受けたい費用は、令和3年4月1日から9月30日までに支払う（支払った）経費である	
	補助金を受けたい費用は、高知市の他の補助金や、他の公的な補助金の交付決定を受けていない	
その他	（既に支払った10万円未満の経費） 必要事項が記載された領収書がある	
	（既に支払った10万円以上の経費） 納品書と銀行振込（クレジット払い）が確認できる書類がある	

▲ 当てはまらない項目がある場合は、
本補助金の対象とはなりません

■ 申請方法

申請期間に、高知市商工振興課のホームページ（下記URL）から様式をダウンロードし、添付書類とともに提出してください。 ※納入業者の方等、第三者の代理申請は受付できません
 HP : <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/gyotaitenkan.html>

